

戸籍事件表

(その1)

令和5年度分

日 記 第

号 令和6年5月8日

(自令和5年4月1日)
(至令和6年3月31日)

第1表 届出事件数

事件の種類別		総数	届出			他市町村から送付
			計	本籍人届出	非本籍人届出	
1	出生	1,919	1,366	745	621	553
2	国籍留保	15	2	2		13
3	認知	44	27	17	10	17
4	養子縁組 (取消事件内数)	165	109	90	19	56
5	養子離縁 (取消事件内数)	54	37	35	2	17
6	法73条の2、69条の2	8	6	5	1	2
7	婚姻 (取消事件内数)	2,013	799	593	206	1,214
8	離婚 (取消事件内数)	633	434	382	52	199
9	法77条の2、75条の2	287	205	191	14	82
10	親権・①届出	4	3	3		1
	未成年者②嘱託 別表第一審判の確定 の後見・託保全処分	6	6	6		
	後見監督③計	10	9	9		1
11	死亡	3,616	3,009	1,484	1,525	607
12	失踪 (取消事件内数)	1	1	1		
13	復氏	1	1	1		
14	姻族関係終了	6	6	5	1	
15	相続人廃除 (取消事件内数)					
16	入籍	355	254	241	13	101
17	分籍	52	41	40	1	11
18	国籍取得	1				1
19	帰化	8	8	7	1	

庁名 全庁

20	国籍喪失	1	1	1		
21	国籍選択	6	5	5		1
22	外国国籍喪失					
23	氏の変更	①法107条1項	19	17	15	2
		②法107条2項	9	3	2	1
		③法107条3項				
		④法107条4項	2	2	2	
		⑤計	30	22	19	3
24	名の変更	9	9	5	4	
25	転籍	855	527	519	8	328
26	就籍					
27	訂正・更正	①市町村長職権	100	85	85	15
		②法24条2項等				
		③法113条等				
		④法116条	2	1	1	1
		⑤続柄の記載更正 (嘱託)	3	3	3	
		⑥続柄の記載更正 (申出)	1			1
		⑦計	106	89	89	17
28	追完	1				1
29	その他	7				7
30	不受理申出	67	42	42		25
40	計 (取消事件内数)	10,270	7,009	4,528	2,481	3,261

(注)(1) 10欄「別表第一審判の確定」は、別表第一審判の確定件数、「保全処分」は、審判前の保全処分件数である。
(2) 27欄「市町村長職権」は、戸籍法24条2項(3項)又は44条3項により、管轄法務局等の長の許可を得ることなく職権訂正・記載した件数であり、「法24条2項等」は、戸籍法24条2項又は44条3項により、管轄法務局等の長の許可を得て職権訂正・記載した件数である。また、「法113条等」は、戸籍法113条及び114条の申請件数である。
(3) 電子情報処理組織を用いた届出又は申請等を処理する市区町村については、届出総数の事件表のほか、同様式により、オンライン届出事件数の事件表を併せて報告するものとする。